特定歴史公文書等一部利用決定通知書

年　　月　　日

様

丸亀市長　　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで利用請求のありました特定歴史公文書等の利用については、次のとおりその一部を利用に供することと決定しましたので、丸亀市特定歴史公文書等の利用等に関する規則第5条第2項の規定により通知します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用請求に係る特定歴史公文書等 | 文書番号 | 特定歴史公文書等の名称 |
|  |  |
| 特定歴史公文書等の利用の日時及び場所 | 日時 |  |
| 場所 |  |
| 利用に供しない部分 |  |
| 利用に供しない理由 |  |
| 連絡先 |  |
| 備考 |  |

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、丸亀市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６月以内に、丸亀市を被告として提起することができます。

注　１　特定歴史公文書等の利用の日時に都合の悪いときは、あらかじめ上記連絡先に連絡してください。

２　特定歴史公文書等を利用する際には、この通知書を提示してください。

３　この処分に対し丸亀市公文書等の管理に関する条例第14条第1項又は第2項に規定する第三者から審査請求があったとき等には、行政不服審査法の規定により利用が停止される場合がありますので、御了承ください。